

○ 議会活動の見える化

・三重県議会の取り組み

議会基本条例に基づき、議会の活動を支える議員報酬や政務調査費のあり方を県民に十分説明できるよう、適正水準やその根拠を示すことを目的として「議員報酬等に関する在り方調査会」を設置した。

参考：「三重県議会議員の活動と議員報酬のあり方  
～県民の期待・信頼に応えるために～」(配付済み資料)

・会津若松市議会の取り組み

市民との意見交換会で寄せられた意見を源泉として、今後の議会活動や議員活動のあり方も見定めながら、議員定数や議員報酬、政務調査費について検討していくことが必要とされたことから、「議会制度検討委員会」で検討を行った。

参考：「議会活動と議員定数等との関連性及びそれらのあり方」最終報告  
(配付済み資料)

【 今後の方向性 】(案)

- ・ 他の検討項目の進捗状況を見極めながら検討する。